

指定管理業務評価結果書

1 施設の名称等

(1) 公の施設の名称	加茂町福祉センター
(2) 指定管理者	所在地 津山市山北 520 番地 名称 社会福祉法人 津山市社会福祉協議会 代表者 会長 小山 了
(3) 公の施設の所管部署	環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課
(4) 指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
(5) 評価対象期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

2 施設の利用状況

(1) 利用者数等	18,490 人 (使用回数 : 2,076 回)
(2) 事業の内容	高齢者及び知的・精神障害者等のふれあい交流の場として、生きがい対策事業、介護予防講座を実施。また誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりのため、地域住民と連携した相談業務を実施。

3 収支の状況

(1) 収入 (指定管理者の収入)	総額 6,566 千円 市指定管理料 5,894 千円 利用料金収入 204 千円 その他の収入 468 千円
(2) 支出 (指定管理者の支出)	総額 6,566 千円 人件費 2,949 千円 光熱水費 1,295 千円 修繕費・委託料等 2,322 千円

4 総合評価結果

(1) アンケート調査の概要	随時アンケート(施設の利用回数、利用後の感想、職員の対応等についての質問)を実施している。現状では大半の利用者が満足しているとの回答であるが、制度改正や多様なニーズに伴い、新しい取り組みも必要と考える。新たなサービスの開拓やアンケートから導き出されるニーズにも柔軟に対応する。
(2) 指定管理者の自己評価	津山市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に位置付けられた民間の福祉団体として、住民主体による地域福祉の推進を目指し、公私の社会福祉及び、保健、医療、教育等の関係機関・団体と連携した活動を行っている。加茂地域においては、加茂町福祉センター内に事務局を配置して活動拠点とし、施設を活用して地域住民と連携しながら、様々な介護予防を目的とした講座や相談業務を行い、住民ニーズに沿った事業を展開することにより、地域福祉の向上に寄与している。
(3) 市の評価	市民の健康の増進、教養の向上を図るため、高齢者・障害者等を対象とした各種講座等を行い、地域住民と連携した業務を実施している。また住民福祉の向上のため、随時相談業務を行うなど、加茂地域の福祉の拠点施設としての機能を果たしており、今後はさらに広域的な利用拡大を望む。